

議提議案第 号

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成二十六年四月 日

提出者 選挙区調査特別委員長 館 直 人

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十八年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「五十一人」を「四十五人」に改める。

第二条の表伊勢市選挙区の項中「四人」を「三人」に改め、同表尾鷲市・北牟婁郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表鳥羽市選挙区の項を次のように改める。

鳥羽市・志摩市選挙区	鳥羽市	志摩市	二人
------------	-----	-----	----

第二条の表熊野市・南牟婁郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表志摩市選挙区の項を削り、同表多気郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表度会郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年五月一日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された一般選挙、再選挙及び補欠選挙並びに施行日以後

初めてその期日を告示される一般選挙の期日の告示の日の前日までにその期日を告示される再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

提案理由

県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るため、所要の整備を行う必要がある。これがこの議案を提出する理由である。